

2025年3月10日

群馬銀行企業年金基金

## 「アセットオーナー・プリンシプル」受け入れについて

群馬銀行企業年金基金（以下、「当基金」という）は、アセットオーナーとして、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明します。

## 原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金給付等積立金（以下、「年金資産」という）の運用に関する基本方針等に基づき、加入者および加入者であった者（以下、「加入者等」という）の利益のため、運用目標・運用方針を定め、許容可能なリスクのもとで長期運用との整合性に配慮しながら、価格変動など、リスク全般の管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益の確保を図っています。また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化を踏まえ、定期的に検証し見直しを行っています。

## 原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標、運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行っており、人事および経営管理の役員が基金の理事を務めるとともに、年金資産運用にかかわる基本事項を審議するため「資産運用委員会」を設置しています。また、知見の補充・充実のため、運用受託機関等の外部の機関から報告・分析・助言等を受けています。

### 原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標等を安定的に達成するため、加入者等の利益の観点から最適な運用委託先を選定し、定量的・定性的評価を定期的に行い、運用資産構成割合についても年度ごとに検証・見直しを行っています。また、リスク管理面においても、経済、金融環境の変化や金融商品の多様化等に適切に対応するため、運用委託先等との情報連携を行いながら継続的なリスクモニタリングを行っています。

### 原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等向けの機関紙を定期的に作成し、年金資産の運用状況や財政状況等の概況についての情報提供を行っています。

### 原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンを拡大を図ります。

以上